

装備品製造等基盤事業者認定 申請の手引



目次

(全般)

- 1-1 「装備品製造等基盤強化資金」の概要
- 1-2 「装備品製造等基盤強化資金」の貸付条件
- 1-3 「装備品製造等基盤強化資金」の流れ

(用語の定義)

- 2-1 用語の定義及び関係法令等
- 2-2 用語の定義に関する補足図

(認定)

- 3-1 「装備品製造等基盤事業者」として認定を受けるには
- 3-2 「装備品製造等基盤事業者」の認定要件

(認定申請書の記入)

- 4-1 認定申請書の記入の仕方（申請者の概要）
- 4-2 認定申請書の記入の仕方（事業の種類と装備品等の品目）
- 4-3 認定申請書の記入の仕方（事業の内容）
- 4-4 認定申請書の記入の仕方（実施の拠点と期間）
- 4-5 認定申請書の記入の仕方（必要とする資金）
- 4-6 認定申請書の記入の仕方（許認可等の状況等）

(添付書類)

- 5 認定申請書の添付書類

(認定申請書等の提出)

- 6-1 認定申請書及び添付書類の提出先
- 6-2 申請時に御留意いただきたいこと

(認定証等)

- 7 認定証又は不認定通知書の交付

(認定事業計画の変更)

- 8-1 認定を受けた後、事業計画を変更する場合には
- 8-2 認定事業計画の変更に係る認定申請書の記入の仕方
- 8-3 認定事業計画の軽微な変更の届出書の記入の仕方

(実施状況等の報告)

- 9-1 認定を受けた後、必要となる報告
- 9-2 認定事業計画の実施状況の報告書の記入の仕方

(認定の取消し)

- 10 認定の取消しの対象

(お問合せ先)

- 11 お問合せ先



「装備品製造等基盤強化資金」の概要

- 我が国の平和と安全を保ち、国民の生命と財産を守るために、自衛隊が任務を遂行する上で必要不可欠の要素である装備品等について、民間事業者（防衛産業）が製造、研究開発、維持整備等の事業を安定的に行い得るよう、国として金融面から必要な支援施策を講じてまいります。
- その一環として、令和5年10月1日から、装備品等の製造等又は装備移転に係る事業計画を提出し、防衛大臣の認定を受けた中小・小規模事業者により活用可能な、長期資金の融資制度を創設します。

「装備品製造等基盤事業者」

「装備品製造等基盤強化資金」



※ 融資の可否・額・条件については、認定に係る審査とは別途の審査により判断されます。

「装備品製造等基盤強化資金」の貸付条件

▶ 装備品製造等基盤強化資金（企業活力強化貸付）

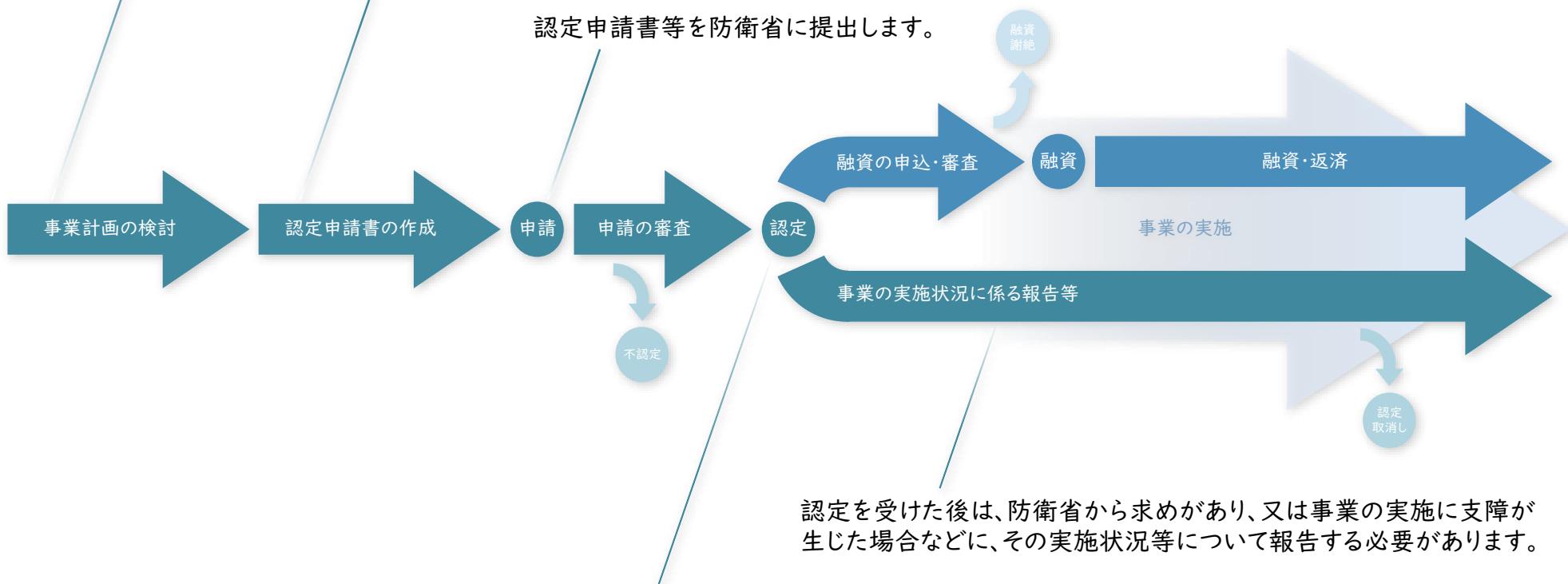
資金使途	装備品等の製造等又は装備移転に関し、防衛大臣から受けた認定に係る事業計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
貸付限度額	国民生活事業： 7,200万円（運転資金は、4,800万円まで） 中小企業事業： 7億2,000万円
貸付期間	設備資金： 30年間以内（うち据置期間2年間以内） 運転資金： 7年間以内（うち据置期間2年間以内）
貸付利率	基準利率 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。

- 注1 融資の対象は、業種及び企業規模により、一定の要件があります。
詳細は、株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)へ御確認ください。
なお、沖縄県で事業を行う方は、
沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班(098-941-1785)へ御確認ください。
- 注2 審査の結果、お客様の御希望に添えないことがございます。

「装備品製造等基盤強化資金」の流れ

装備品等の製造等又は装備移転として、どのような事業をどのように行うか、又は今行っているか等に関し、必要な情報を収集し、事業の計画を立てる段階です。

立てた事業計画をもとに、所定の認定申請書の様式に記載し、併せて必要な書類を準備する段階です。様式等については、この手引とともに、防衛省・防衛装備庁のWebサイト上に公開しています。



防衛省において、原則として申請の受付順に審査が行われ、認定の可否について判断されます。(標準処理期間1か月)
審査に際しては、必要に応じ、認定申請書等に記載された内容を確認させていただく場合があります。
認定・不認定の別によらず、審査の結果は申請者に対して通知されます。

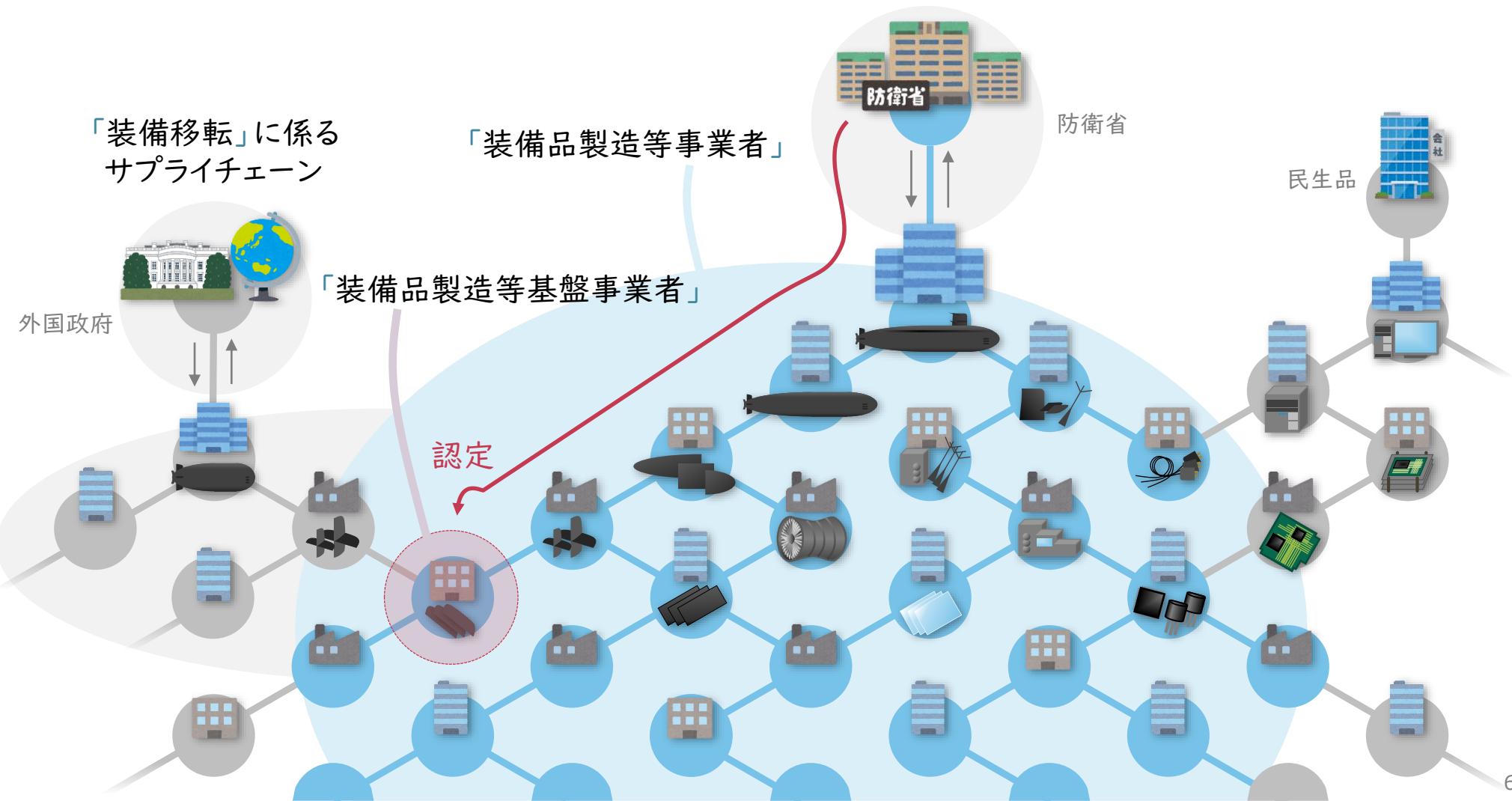
用語の定義及び関係法令等

- 「装備品等」 自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。）をいいます。（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）第2条第1項）
- 「製造等」 製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供をいいます。（法第2条第2項）
- 「装備品製造等事業者」 装備品等の製造等の事業を行う事業者をいいます。（法第2条第3項）
- 「装備移転」 装備品製造等事業者が我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡及びこれに係る役務の提供をいいます。（法第2条第4項）
- 「装備品製造等基盤事業者」 装備品等の製造等の事業を行おうとする中小・小規模事業者であって、その作成する当該事業の計画をもって防衛大臣に申請し、装備品製造等基盤強化資金による貸付けの対象となり得る者として認定された者をいいます。（装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号。以下「認定要綱」という。）第3条第1項）

用語の定義に関する補足図

「装備品等の製造等」に係る
サプライチェーン※

※ 契約関係のつらなり



「装備品製造等基盤事業者」として認定を受けるには

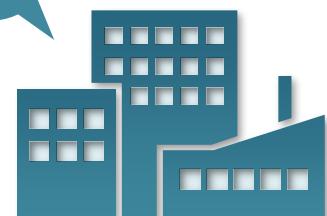
- ▶ 装備品製造等基盤事業者として認定を受けようとする場合には、
認定申請書_① 及びその添付書類_②を作成・準備の上、防衛省へ申請し、審査を受けることが必要です。
- ▶ 申請は、原則として電子メールにより受け付けます。→ [【6-1へ】](#)

① 認定申請書（所定の様式）

② 添付書類

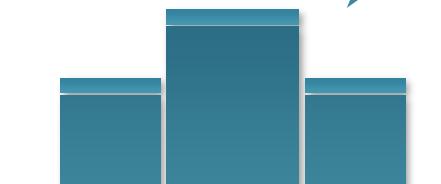
- (1) 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
- (2) 申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
- (3) 最近3期間の事業報告の写し又はこれらに準ずるもの
- (4) 最近3期間の貸借対照表又はこれらに準ずるもの
- (5) 最近3期間の損益計算書又はこれらに準ずるもの
- (6) 申請者が欠格事由に該当しない旨の誓約書
- (7) 許認可等を受けていることを証する書類又は許認可等の申請の状況を明らかにした書類
- (8) 事業計画が装備品等の製造等又は装備移転に係るものであることを確認できる書類

申請



中小・小規模事業者

審査



防衛省

認定申請書及び添付書類を同時に、
原則、電子メールにより、別掲「金融支援担当」宛に提出

「装備品製造等基盤事業者」の認定要件

A

事業計画が下掲のいずれにも適合すること。

- (1) 装備品等の製造等又は装備移転(外国企業に対する移転を含む。)に係るものであること。
- (2) 日本国内に所在する拠点において実施されるものであること。
- (3) 次に掲げる事項を記載するものであること。
 - イ 製造等を行おうとする装備品等の品目
又は移転対象物品に係る装備品等の品目
 - ロ 事業の内容及び実施期間
 - ハ 事業に必要な資金の額及びその調達方法
- ニ 事業の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの(以下この条において「許認可等」という。)を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する事項又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした事項



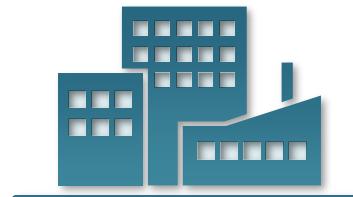
申請に係る事業計画

B

申請者が下掲のいずれにも該当しないこと。



- (1) 重大な法令違反がある者
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第2条第4項に規定する破産者、民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第1号に規定する再生債務者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社
- (3) 被告又は被告人として訴訟当事者となっているもの
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)
- (5) 法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。)でその役員のうちに暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者



申請者

認定申請書の記入の仕方（申請者の概要）

**a 認定申請書
(新規 / 変更)**

**b (文書番号)
年 月 日**

防衛大臣 氏名 殿 **c**

住所 所
氏名又は名称 **d**
代表者の氏名

装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号。以下「要綱」という。）に係る装備品製造等基盤事業者の認定を受けたいので、下記の計画をもって申請します。

記

1 名称等
申請者の氏名又は名称 : _____
代表者の氏名（申請者が法人の場合） : _____
資本金の額又は出資の総額 : _____
常時使用する従業員の数 : _____
法人番号（申請者が法人の場合） : _____
日本標準産業分類上の該当申込分類 : _____
日本標準産業分類上の該当小分類 : _____ (分類コード : _____)
担当者の連絡先
所属 : _____
氏名 : _____
電話番号 : _____
電子メールアドレス : _____

e

2 事業の種類
(装備品等の製造等 / 装備移転)

3 製造を行おうとする装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目
品目1 : _____
品目2 : _____
品目3 : _____
品目4 : _____
品目5 : _____

※ 6以上の品目に係るものである場合は、「品目5」の次に、欄を追加して記載すること。

(次頁に続く)

- a** ▶ 新規の認定を受けようとする場合には「新規」を、
変更の認定を受けようとする場合には「変更」をそれぞれ丸で囲んでください。
- b** ▶ 申請の日付を記載してください。
- c** ▶ 宛先を記載してください。
- d** ▶ 申請者が個人である場合には、住所及び氏名を、
申請者が法人等である場合には、本社所在地、名称及び代表者氏名を
記載してください。
- e** ▶ 申請者の概要、属性等について記載してください。
数値等に関しては、申請日時点のものを記載いただくか、
又は「……（〇年〇月〇日時点）」等のように時点を付記してください。

(「日本標準産業分類上の該当(中小)分類」について)
▶ 統計調査の結果等を産業別に集計する際に用いられる分類です。
直近の国勢調査や経済センサスにおける回答と同じものを選択してください。
(参考) e-Stat 政府統計の総合窓口 日本標準産業分類
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

(「担当者の連絡先」について)
▶ 申請の内容について、担当部署より電話等で確認させていただく可能性があります。
審査期間において連絡の取れる御担当者の方を記載してください。

認定申請書の記入の仕方（事業の種類と装備品等の品目）

認定申請書
(新規 / 変更)
(文書番号)
年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号。以下「要綱」という。）に係る装備品製造等基盤事業者の認定を受けたいので、下記の計画をもって申請します。

記

1 名称等

申請者の氏名又は名称 : _____
代表者の氏名（申請者が法人の場合） : _____
資本金の額又は出資の総額 : _____
常時使用する従業員の数 : _____
法人番号（申請者が法人の場合） : _____
日本標準産業分類上の該当小分類 : _____ (分類コード : _____)
担当者の連絡先
所属 : _____
氏名 : _____
電話番号 : _____
電子メールアドレス : _____

2 事業の種類
(装備品等の製造等 / 装備移転) f

3 製造等を行おうとする装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目 g

品目1 : _____
品目2 : _____
品目3 : _____
品目4 : _____
品目5 : _____
※ 6以上の品目に係るものである場合は、「品目5」の次に、欄を追加して記載すること。

(次頁に続く)

f

- 認定を受け、融資を受けたい事業が「装備品等の製造等」か「装備移転」か、該当する種類を選択してください。

g

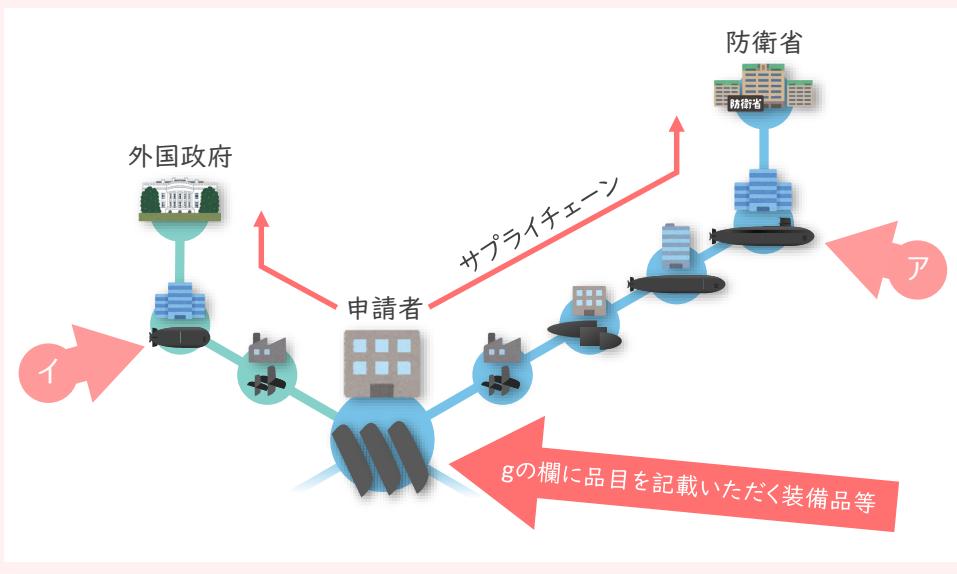
- 製造等を行おうとする装備品等の品目、又は移転対象物品に係る装備品等の品目を記載してください。（一つの場合には「品目1」のみ、複数ある場合には列挙して記載してください。）

（「製造等を行おうとする装備品等」について）

- 装備品等の製造等に係るサプライチェーンを表す下図右側において、最終製品（ア）ではなく、自ら製造等を行う装備品等を記載してください。

（「移転対象物品に係る装備品等」について）

- 装備移転に係るサプライチェーンを表す下図左側において、移転対象物品（イ）ではなく、自ら製造等を行う装備品等を記載してください。



認定申請書の記入の仕方（事業の内容）

4 事業の内容

※ 文章、図表等を用いて記載してください。

※ 紙幅の都合等により要すれば、「別添のとおり」と記載し、別添を付してください。

h

h

- ▶ どのような事業を行おうとしているかについて、具体的に記載してください。
例えば、下掲の要素を盛り込むようにしてください。

- 事業の目的、経営理念
- 現状の分析
 - 自社事業及び製品についての分析
 - 市場及び事業環境についての分析
 - 競合他社についての分析 …
- 解決すべき課題
- 課題の解決のために必要な取組
 - 人員に関する取組
 - 設備に関する取組
 - その他 …
- 将来の見通し
 - 売上の見通し
 - 原価・経費の見通し
 - 利益の見通し …
- 事業を実施するまでのリスクの評価

… 等々

- ▶ 必要に応じ、「別添のとおり」と記載の上、別添として付してください。（様式自由）

5 事業を実施する拠点及びその所在地

拠点 : _____
拠点の所在地 : _____

6 実施期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

(次頁に続く)

認定申請書の記入の仕方（実施の拠点と期間）

4 事業の内容

- ※ 文章、図表等を用いて記載してください。
- ※ 紙幅の都合等により要すれば、「別添のとおり」と記載し、別添を付してください。

5 事業を実施する拠点及びその所在地

拠点 : _____
拠点の所在地 : _____

i

6 実施期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

j

i

- ▶ 事業実施の拠点の名称及び所在地を記載してください。
- ▶ この際、本社の所在地ではなく、実際に事業計画に従って事業を行う拠点としての工場、事業所、研究所等の所在地を記載してください。

j

- ▶ 事業の実施期間を記載してください。
ただし、終期については、未定の場合は空欄としていただいても構いません。
(始期については、記載が必要です。)

(次頁に続く)

認定申請書の記入の仕方（必要とする資金）

7 事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業に必要な資金	事業計画の実施の開始からの年数			
	1年目	2年目	3年目	… k
運転資金				
自己資金				
金融機関借入				
政府系金融機関				
上欄のうち㈱日本政策金融公庫				
〃 沖縄振興開発金融公庫				
民間金融機関				
補助金等				
その他				
設備資金				
自己資金				
金融機関借入				
政府系金融機関				
上欄のうち㈱日本政策金融公庫				
〃 沖縄振興開発金融公庫				
民間金融機関				
補助金等				
その他				

※ 欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。以下同じ。

8 設備投資の計画

連番	導入年度	設備の種類	金額（単価）	数量	金額（合計）
⋮					

k

- ▶ 事業計画に従って行う事業に必要となる資金の額及び調達方法について、事業の開始からの年数ごとに分けて記載してください。
- ▶ この際、赤色破線の枠内に記載いただく下掲①又は②の設備資金及び運転資金が、装備品製造等基盤強化資金による融資の審査対象となります。

① 運転資金

- 装備品等のみに関する事業の運転資金
- 装備品等と民生品の両方にに関する事業のうち、
装備品等の製造等又は装備移転に関する増加運転資金（按分等による。）
(※ 民生品のに係る部分は対象となりません。)

② 設備資金[†]

- 装備品等に関し専用のもの
 - 装備品等と民生品に関し共用のもの
- (※ 民生品の製造等のみに用いられるものは対象となりません。)

1

- ▶ 設備投資の計画について記載してください。
(上掲のk欄のうち[†]に関しては、この欄の内数となっている必要があります。)

認定申請書の記入の仕方（許認可等の状況等）

9 許認可等が必要となる場合において、得ている許認可等又はその申請の状況

m

10 その他

n

以上

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 変更の認定を申請する場合には、変更前及び変更後の内容を併記するものとする。

- ▶ 事業計画の実施に当たって許認可等を必要とする場合には、その実施の確からしさを担保する観点から、許認可等を受けていることや、その申請を行っていることについて確認させていただきます。
- ▶ 例えば、装備品等と関係の深い分野に関し、下掲のような許認可等があります。
 - ▷ 武器等製造法（昭和28年法律第145号）
 - 製造（改造及び修理を含む。）の許可（第3条）
 - ▷ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
 - 製造の許可（第3条）
 - 販売営業の許可（第5条）
 - 譲渡又は譲受けの許可（第17条）
 - 輸入の許可（第24条）
 - 消費の許可（第25条）
 - ▷ 造船法（昭和25年法律第129号）
 - 施設の新設等の許可等（第2条）
 - 設備の新設等の許可等（第3条）
 - ▷ 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）
 - 製造又は修理（改造を含む。）の事業の許可（第2条の2）

n

- ▶ その他必要がある場合に記載いただきます。

認定申請書の添付書類

- ▶ 認定の申請に当たっては、認定申請書とともに、下掲(1)～(8)の全ての添付書類を提出いただきます。
 - (1) 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
 - (2) (申請者が登記をしている場合のみ)当該登記に係る登記事項証明書
 - (3) 最近3期間の事業報告の写し又はこれらに準ずるもの
 - (4) 最近3期間の貸借対照表又はこれらに準ずるもの
 - (5) 最近3期間の損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - (6) 申請者が欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - (7) (事業の実施に許認可等を要する場合のみ)これを受けていることを証する書類又はその申請の状況を明らかにした書類
 - (8) 事業計画が装備品等の製造等又は装備移転に係るものであることを確認できる書類
- ▶ このうち(8)については、例えば次のような書類を基準として、「事業計画が装備品等の製造等又は装備移転に係るものであること」を客観的に確認可能な書類を添付してください。

(装備品等の製造等を行おうとする場合)

- イ 申請者が法第4条第1項の認定を受けている場合において、当該認定に係る認定装備品安定製造等確保計画
- ロ 申請者が法第8条第1項の規定による報告又は資料の提出の求めに応じた場合において、当該報告又は提出された資料
- ハ 申請者が国又は他の装備品製造等事業者との間で締結し、又は締結しようとする契約の内容を記載した書類

(装備移転を行おうとする場合)

- イ 申請者が法第9条第1項の認定を受けている場合において、当該認定に係る認定装備移転仕様等調整計画
- ロ 申請者が法第12条の規定による報告又は資料の提出の求めに応じた場合において、当該報告又は提出された資料
- ハ 申請者が当該事業計画に従って行う事業に関し外国政府、外国軍隊、外国企業その他の
移転対象装備品の仕向先又は最終需要者との間で締結し、又は締結しようとする契約の内容を記載した書類

認定申請書及び添付書類の提出先

- ▶ 「装備品製造等基盤事業者」としての認定の申請について

担当部署	防衛省 防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 金融支援担当
所在地	東京都 新宿区 市谷本村町 5-1 防衛省 市ヶ谷地区 庁舎A棟 10階
電子メールアドレス	kimi.shika.oran [at] atla.mod.go.jp

※ 事務効率化の観点から、申請は、原則として電子メールで受け付けています。
 メールの件名の先頭に「**【認定申請】**」と付記し、認定申請書等のデータを添付してください。



防衛省	所在地 法人番号 Webサイト	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 9000012120001 https://www.mod.go.jp
防衛装備庁	所在地 法人番号 Webサイト	〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1 8000012120002 https://www.mod.go.jp/atla/

申請時に御留意いただきたいこと

(電子メールの件名・本文)

- ▶ 認定申請書等の提出に当たっては、電子メールの件名を「【認定申請】申請者の氏名又は名称」とし、本文に申請者の氏名又は名称並びに担当者の氏名及び連絡先を明記してください。

(添付ファイル)

- ▶ 添付ファイルのサイズが5メガバイトを超える場合には、これを超えないサイズへ分割して添付してください。この際、各電子メールの件名及び添付ファイルのファイル名の末尾に何分割中の何番目か(例:「1/3」)を記載してください(圧縮ファイルは使用しないでください。)。

(申請後の変更・取消し等)

- ▶ 認定の申請は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。
また、返却もされません。

(申請の費用)

- ▶ 認定申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(情報の取扱い)

- ▶ 認定申請書等に記載された情報は、担当部署において、秘密保持に十分配慮の上、審査、管理等の一連の業務遂行のためにのみ利用します。
- ▶ これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除き、開示される場合があります。
- ▶ また、認定申請書等をはじめとして、本件に関し提出いただく資料には、防衛省や他の行政機関が「注意」、「秘密」、「特定秘密」等として指定した情報は、決して含めないでください。

認定証又は不認定通知書の交付

- 申請がされた後には、防衛省において、原則として申請の受付順により、認定の可否について審査します。当該審査※の後、結果（認定又は不認定）を申請者に対して通知します。（標準処理期間1か月）
- この認定証をもって、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へ「装備品製造等基盤強化資金」による借入れの申込みをしていただくことが可能となります。



認定証
(新規 / 変更)

文書番号
年 月 日

氏名又は名称 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け申請について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第3条第1項（変更の認定を申請した場合には、第4条第1項）の規定に基づき、当該申請に係る事業計画が同項各号のいずれにも適合するものと認めることから、下記のとおり、貴殿を装備品製造等基盤事業者として認定します。

なお、今後、この認定に係る事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更をするときは、あらかじめ申請し、改めて認定を受けなければならず、又は、軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

また、認定事業計画に従つて行われる事業の実施状況についての報告の求めを受けた場合には、これを報告し、又は、認定事業計画に記載された事業の実施に著しい支障を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めた場合には、遅滞なくその旨を報告してください。

記

1 認定年月日
年 月 日

2 認定番号

3 申請者の氏名又は名称

4 申請者の住所

以上

(備考)
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

不認定通知書
(新規 / 変更)

文書番号
年 月 日

氏名又は名称 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け申請について、下記の理由により認定しないものとします。

記

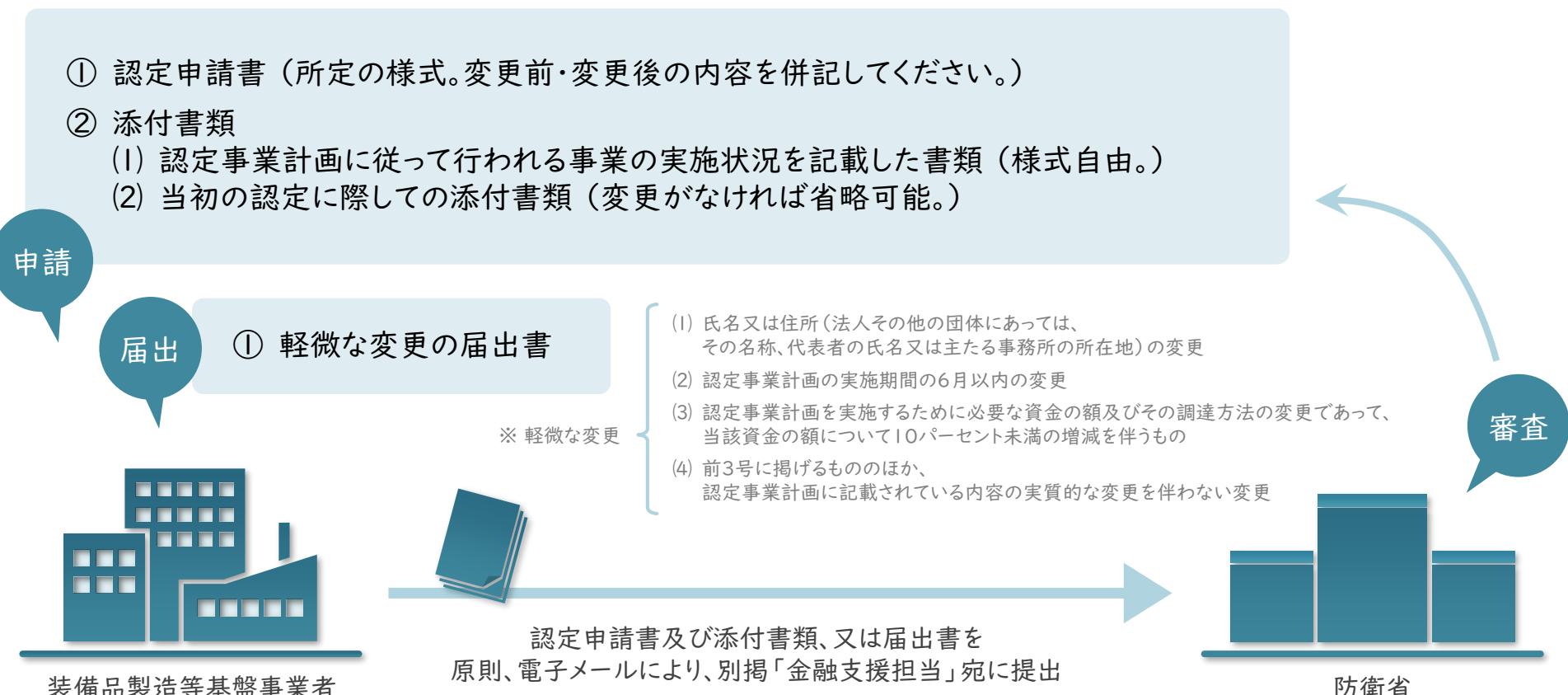
不認定の理由

以上

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定を受けた後、事業計画を変更する場合には

- 既に装備品製造等基盤事業者として認定を受けている方が当該認定のために提出した事業計画（認定事業計画）を変更しようとする場合においては、その変更について申請いただき、改めて認定を受ける必要があります。
- ただし、軽微な変更については、（改めて認定を受ける必要はなく）届出によることができます。



認定事業計画の変更に係る認定申請書の記入の仕方

**a 認定申請書
(新規 / 変更)**

(文書番号)
年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号。以下「要綱」という。）に係る装備品製造等基盤事業者の認定を受けたいので、下記の計画をもって申請します。

記

b

1 名称等

申請者の氏名又は名称 : _____
代表者の氏名（申請者が法人の場合） : _____
資本金の額又は出資の総額 : _____
常時使用する従業員の数 : _____
法人番号（申請者が法人の場合） : _____
日本標準産業分類上の該当中分類 : _____
日本標準産業分類上の該当小分類 : _____ (分類コード : _____)
担当者の連絡先
所属 : _____
氏名 : _____
電話番号 : _____
電子メールアドレス : _____

2 事業の種類
(装備品等の製造等 / 装備移転)

3 製造等を行うとする装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目

品目1 : _____
品目2 : _____
品目3 : _____
品目4 : _____
品目5 : _____

※ 6以上の品目に係るものである場合は、「品目5」の次に、欄を追加して記載すること。

(次頁に続く)

a

▶ 変更の認定を受けようとする場合には「変更」を、丸で囲んでください。

b

▶ 既に受けている認定に係る認定申請書（認定事業計画）をもとに、次のとおり記載してください。

▷ 変更しようとする部分

認定事業計画の変更前の内容と変更後の内容を、併記してください。
(どちらがどちらであるか明示し、対照しやすいように両方を記載してください。)

▷ 変更しようとする部分以外の部分

認定事業計画の内容を転記してください。
ただし、軽微な変更を届け出ている場合には、その内容を反映してください。

認定事業計画の軽微な変更の届出書の記入の仕方

認定事業計画の軽微な変更の届出書

(文書番号)
年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け認定について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第4条第4項の規定に関し、下記のとおり、認定事業計画の軽微な変更を行った旨を届け出ます。

記

1 認定番号 a

2 変更事項 b

3 変更事項の内容 c

(変更前)	(変更後)
-------	-------

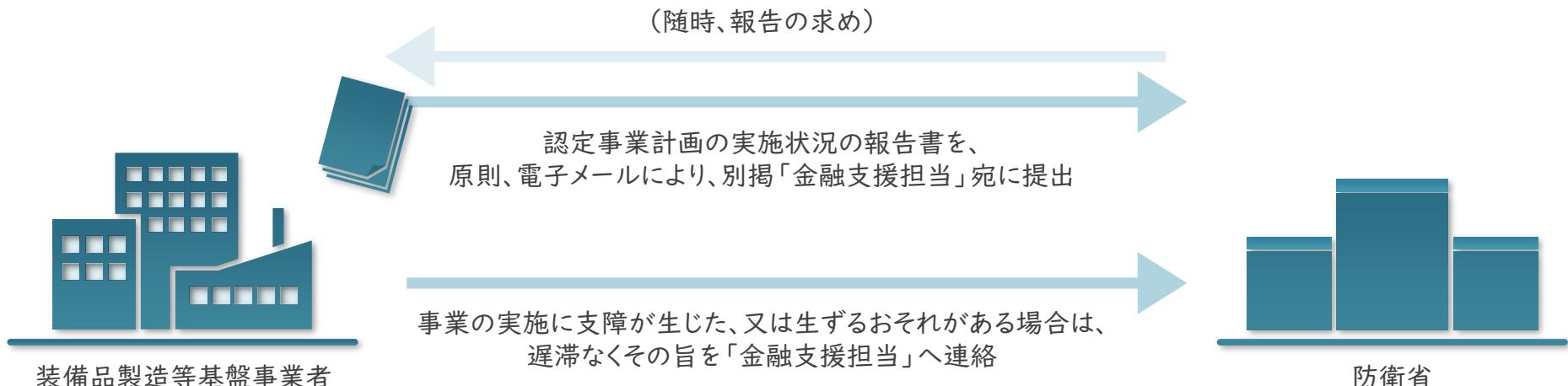
以上

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- a ▶ 認定証に記載されている認定番号を記載してください。
- b ▶ 既に受けている認定に係る認定申請書（認定事業計画）のうち、
変更しようとする部分の項目の名称を記載してください。（例：「4 事業の内容」）
- c ▶ 既に受けている認定に係る認定申請書（認定事業計画）に関し、
変更しようとする部分について、変更前の内容を左欄に抜粋して記載した上で、
その変更後の内容を右欄に対照して記載してください。

認定を受けた後、必要となる報告

- ▶ 認定を受けた事業者は、装備品製造等基盤強化資金を活用可能となることに併せて、当該認定のために提出した事業計画（認定事業計画）に従って事業を実施していく立場となることから、防衛省としても、その事業が認定計画どおりに実施されていることを隨時、確認させていただきます。
- ▶ また、天災地変や不慮の事故等により、その後の事業の実施が明らかに困難となった場合においては、遅滞なく自ら、その旨を報告いただく必要があります。
- ▶ 具体的には次の場合に、認定事業計画の実施状況等についての報告をしていただきます。
 - (1) 防衛省から認定事業計画に従って行われる事業の実施状況について報告を求められた場合
 - (2) 認定事業計画に記載された事業の実施に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合



認定事業計画の実施状況の報告書の記入の仕方

認定事業計画の実施状況の報告書

(文書番号)
年 月 日

防衛大臣 氏名 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け認定について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第7条の規定に関し、下記のとおり、認定事業計画の実施状況を報告します。

記

1 認定番号

2 事業の種類
(装備品等の製造等 / 装備移転)

3 製造等を行う装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目
品目1 : _____
品目2 : _____
※ 3以上の品目に係るものである場合は、「品目2」の次に、欄を追加して記載すること。

4 装備品等の製造等又は装備移転の実施状況

※ 文章、図表等を用いて記載してください。
※ 紙幅の都合等により要すれば、「別添のとおり」と記載し、別添を付してください。

以上

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

a

▶ 実施状況を報告する認定事業計画に係る認定の概要を記載してください。

b

▶ 認定事業計画に関し、
これに従って行う事業の実施状況について、記載してください。(様式自由)

認定の取消しの対象

- ▶ 下掲(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、認定を取り消します。
- (1) 装備品製造等基盤事業者が認定事業計画（認定要綱第2条第1項の規定による変更の認定又は軽微な変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って装備品等の製造等の事業を行っていないと認めるとき
- (2) 認定事業計画が認定要綱第3条第1項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるとき
 - ↳ (1) 装備品等の製造等又は装備移転（外国企業に対する移転を含む。）に係るものであること。
(2) 日本国内に所在する拠点において実施されるものであること。
(3) 次に掲げる事項を記載するものであること。
 - イ 製造等を行おうとする装備品等の品目又は移転対象物品に係る装備品等の品目
 - ロ 事業の内容及び実施期間
 - ハ 事業に必要な資金の額及びその調達方法 - ニ 事業の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この条において「許認可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する事項又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした事項
- (3) 装備品製造等基盤事業者が認定要綱第3条第2項各号のいずれかに該当するものとなったと認めるとき
 - ↳ (1) 重大な法令違反がある者
(2) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第1号に規定する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社
(3) 被告又は被告人として訴訟当事者となっているもの
(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）
(5) 法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）でその役員のうちに暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 装備品製造等基盤事業者が、認定要綱第7条の規定による実施状況の報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき

お問合せ先

▶ 防衛産業向け金融支援に関するお問合せについて

担当部署 防衛省 防衛装備庁
 装備政策部 装備政策課 金融支援担当

所在地 東京都 新宿区 市谷本村町 5-1
 防衛省 市ヶ谷地区 庁舎A棟 10階

電子メールアドレス [kimi.shika.oran \[at\] atla.mod.go.jp](mailto:kimi.shika.oran[at]atla.mod.go.jp)

※ 事務効率化の観点から、問合せは、原則として電子メールで受け付けています。
 メールの件名の先頭に「【問合せ】」と付記してください。



防衛省	所在地	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
	法人番号	9000012120001
	Webサイト	https://www.mod.go.jp
防衛装備庁	所在地	〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
	法人番号	8000012120002
	Webサイト	https://www.mod.go.jp/atla/

我が国の防衛産業の特性と直面する様々な課題

▶ 防衛力の抜本的強化のためには、**我が国の防衛産業**における装備品等の開発・生産の基盤の維持・強化がますます重要に。



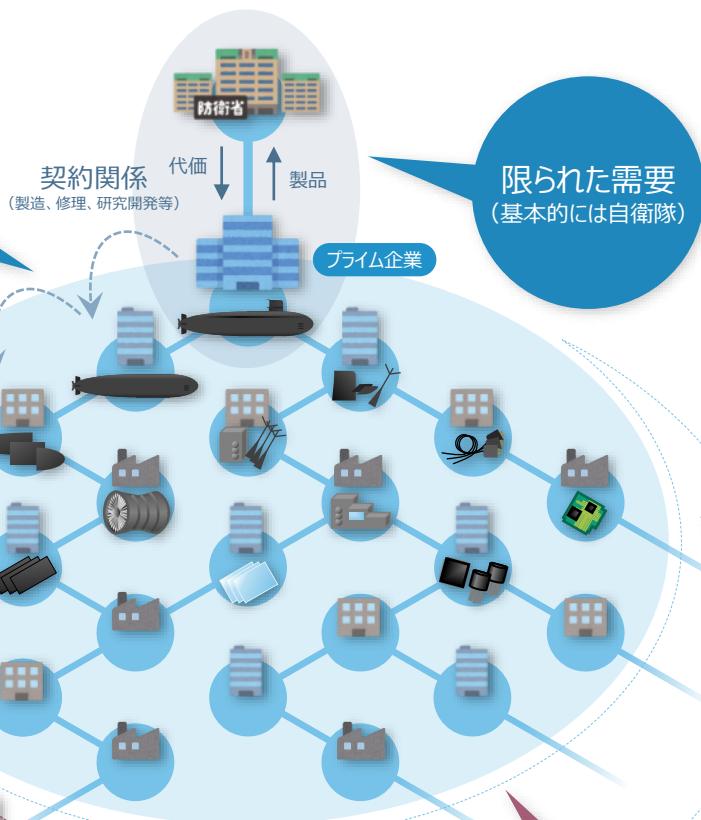
レピュテーション
リスク

膨大な数の
サプライチェーン
構成企業

調達契約による
措置の限界

サイバー
セキュリティ
リスク

潜在的な
サプライチェーン
リスクの存在



低い収益性
利益水準

技術の
陳腐化の
速さ



川崎重工業(株) 岐阜工場
航空自衛隊KC-767空中給油機の整備
(出典 同社Webサイト)



三菱重工業(株) 名古屋誘導推進システム製作所
12式地対艦誘導弾搭載エンジンの性能試験
(出典 令和4年版防衛白書)

相次ぐ事業撤退
(供給途絶の懸念)

(1) 懸念部品リスク

悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品等により、装備品等の機能・性能に支障を来し、又は情報が窃取される等のリスク



(2) 懸念工程リスク

製造設備の脆弱性や、懸念ある者への業務委託により、生産の停止や情報の窃取等が生ずるリスク



(3) 外国規制リスク

外国の国内法令の輸出規制等により、当該国で生産される素材や部品の供給が途絶するリスク



(4) 外国資金リスク

投資を介した外国からの影響力の行使による、部品/役務の供給等が途絶するリスク



(5) 事業撤退リスク

サプライヤの撤退や倒産により、当該サプライヤが生産する部品の供給が途絶するリスク



事業撤退の事例

住友電気工業(株) (2007) 航空機用レドーム

横浜ゴム(株) (2009) 航空機用タイヤ

(株)小松製作所 (2019) 車両

(株)ダイセル (2020) 射出座席、火工品

三井E&S造船(株) (2021) 艦船 ※ 三菱重工業(株)が承継

住友重機械工業(株) (2021) 次期機関銃

横河電機(株) (2021) 航空機用ディスプレイ ※ 沖電気工業(株)が承継

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律

令和5年法律第54号



1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の基盤の維持・強化について、その重要性が一層増していることを明確化。
- ▶ 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

(3-② 参考) サイバーセキュリティ強化基盤強化の措置(イメージ)

2 サプライチェーン調査

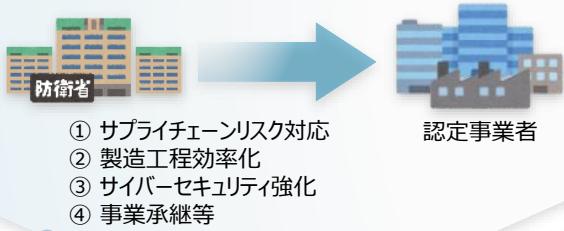
- ▶ 国が調査を実施し、サプライチェーンリスクを直接把握。
- ▶ 調査に対する事業者の回答については、努力義務。
- 調査結果を基盤強化の措置に活用。



(4 参考) 装備移転移転対象となり得る防空レーダー

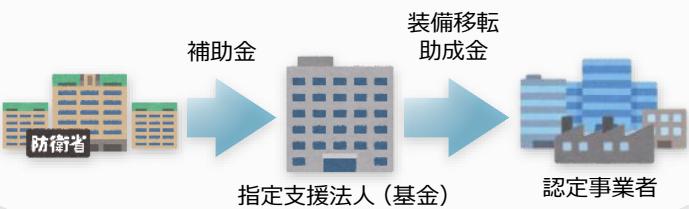
3 基盤強化の措置

- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても)直接的に経費を支払。
→ サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の仕様・性能等を国の求めにより変更する場合に、必要な費用を助成。



5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、装備品の製造等に必要な資金の貸付けを配慮。



6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもなお他に手段がないとき、国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託。
→ 装備品等の製造等や適確な調達を確保。

(3-② 参考) 製造工程の効率化
上：従来の手作業による製造工程
下：金属3Dプリント導入による自動化(イメージ)

7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ。

(6 参考) 米国における製造施設等の国有事例
上：空軍 United States Air Force Plant 4
下：陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

防衛力整備計画（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）抄

IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

1 防衛生産基盤の強化

我が国の防衛産業は装備品のライフサイクルの各段階を担っており、装備品と防衛産業は一体不可分であり、防衛生産・技術基盤はいわば防衛力そのものと位置付けられるものである。

企業にとって、防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入を必要とする一方で、収益性は調達制度上の水準より低く、現状では、販路が自衛隊に限られ成長が期待されないなど産業としての魅力が乏しいこと、サプライチェーン上のリスクやサイバー攻撃といった様々なリスクが顕在化しているなど、多様な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、各企業の防衛事業に対する品質管理、コスト管理、納期管理等を評価して企業のコストや利益を適正に算定する方式を導入し、防衛産業の魅力化を図る。また、企画提案方式等、企業の予見可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品の取得方式を採用していく。有償援助（FMS）調達する装備品についても、国内企業の参画を促進するための取組を行うとともに、合理化・効率化に努める。

様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靭化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行う。

サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実施する。新規参入を促進することでサプライチェーン強靭化と民生先端技術の取り込みを図る。さらに、同盟国・同志国等の防衛当局と協力してサプライチェーンの相互補完を目指す。これにより、安定的な調達に資するサプライチェーンの強靭化を行っていく。

サイバー攻撃を含む諸外国の情報活動等からの情報保護は、防衛生産及び国際装備・技術協力の前提であり、防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施、防衛産業保全マニュアルを策定・適用するための施策を講じるとともに、産業保全制度の強化を行う。また、特許出願非公開制度等の経済安全保障施策と連携した機微技術管理を実施する。

2 防衛技術基盤の強化

将来の戦い方に必要な研究開発事業を特定し、装備品の取得までの全体像を整理することにより、研究開発プロセスにおける各種取組による早期装備化を実現する。将来の戦い方を実現するための装備品を統合運用の観点から体系的に整理した統合装備体系も踏まえ、将来の戦い方に直結する以下(1)から(6)までの装備・技術分野に集中的に投資を行うとともに、従来装備品の能力向上等も含めた研究開発プロセスの効率化や新しい手法の導入により、研究開発に要する期間を短縮し、早期装備化につなげていく。その際、成果の見込みが低い研究開発については、速やかに事業廃止する仕組みを構築する。

将来にわたって技術的優越を確保し、他国に先駆け、先進的な能力を実現するため、民生先端技術を幅広く取り込む研究開発や海外技術を活用するための国際共同研究開発を含む技術協力を追求及び実施するとともに、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的に投資し、早期の技術獲得を目指す。その際、関係省庁におけるプロジェクトとの連携、その成果の積極活用を進める。

以上を踏まえ、政策部門、運用部門及び技術部門が一体となった体制で、将来の戦い方の検討と先端技術の活用に係る施策を推進する。

我が国の科学技術力を結集する観点から、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを戦略的に発信し、企業等の予見可能性を高める。加えて、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、防衛装備庁の研究開発関連組織のスクラップ・アンド・ビルトにより、2024年度以降に新たな研究機関を防衛装備庁に創設するほか、研究開発体制の充実・強化を実行する。さらに、先端技術に関する取組を効果的に実施する観点から、国内の研究機関のほか、米国・オーストラリア・英国といった同盟国・同志国との技術協力を強力に推進する。

開発段階から装備移転を見越した装備品の開発や、自衛隊独自仕様の見直しを推進する。装備品の開発に当たっては、量産段階・維持整備段階のコスト低減を考慮する。また、弾薬や車両等の従来技術について、その生産・技術基盤を維持するための措置を講じる。（以下、個別の技術分野について省略）

3 防衛装備移転の推進

防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である。このため、**政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進する**とともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく。

4 各種措置と制度整備の推進

以上のような政策を実施するため、必要な予算措置等、これに必要な法整備、及び**政府系金融機関等の活用による政策性の高い事業への資金供給を行う**とともに、その執行状況を不斷に検証し、必要に応じて制度を見直していく。

政府は、令和4年12月、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を策定した。その中で、防衛生産・技術基盤は、自国での装備品等の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を装備品等に取り込むために不可欠な、いわば防衛力そのものであり、その強化が必要不可欠であるとともに、我が国の防衛産業は装備品等のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止等）を担っており、装備品等と防衛産業は一体不可分であって、防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくため、国は必要な予算措置等、これに必要な法整備、及び政府系金融機関等の活用による政策性の高い事業への資金供給を行うとした。令和5年2月にこれらを実現するための法律案が国会に提出され、国会における審議を経て、同年6月7日に「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」（令和5年法律第54号。以下「法」又は「本法」という。）が成立した。

法第3条において、防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（以下「本基本方針」という。）を定めることとしている。

装備品等の開発及び生産のための基盤（以下「基盤」という。）の強化に関する施策は、当該基盤の強化を通じて装備品等の安定的な製造等の確保を図り、防衛力の整備や自衛隊の任務遂行を円滑かつ確実なものとするることを通じ、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものでなければならない。こうした観点から、本法で規定された施策が適切に実施され有効に効果を発揮するために、本基本方針を定める。また、本法に基づき本基本方針を定めることで、平成26年に策定した「防衛生産・技術基盤戦略」に代わり、今後の基盤の維持・強化の方向性を新たに示す。

第2章 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

第1節 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方及び方向性

1. 基盤の維持・強化の意義

国内に基盤を維持・強化する意義については、（中略）国内産業への経済的・技術的寄与である。基盤の重要な担い手たる我が国の防衛産業は、防衛省と直接の契約関係にあるプライム企業と、その下に広がる中小企業を中心とした広範多層なサプライヤーから構成されており、その裾野は広い。また、技術に係る民生・軍事の境界はなくなりつつあることから、装備品等の分野における技術的進展は直ちに民生分野へ波及し得るとともに、逆もまた然りである。したがって、国内の基盤を維持・強化する営みは、民生分野を含め広く国内産業を経済的に強化し、技術的に高度化させる意義が期待される。

2. 基盤の維持・強化の対象

装備品等は、多数の部品・構成品の集合体であり、また、その製造等を担う企業も、完成品を防衛省に納めるプライム企業に加え、部品・構成品のプライム企業への納入等を担う多数のサプライヤーが存在しており、装備品等の安定的な製造等を確保するには、いずれも同様に重要である。このような観点から、基盤の維持・強化のための方策を講じるに当たっては、完成品としての装備品等のみならず、それに用いる部品・構成品の安定的な製造等の確保も念頭に置き、プライム企業のみならずサプライヤーも含めた装備品等のサプライチェーン全体を対象としていく。

第4章 基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項

基盤を強化するため、法に基づく措置のほか、以下の施策を実施する。また、必要に応じて、関係省庁と連携し、政府一体として基盤の強化を図る。

2. 企業の競争力・技術力の維持・強化

魅力が低下する防衛産業においては、企業による新たな投資や新規参入のインセンティブが低調である。これを放置すれば、適正な競争環境・イノベーションは失われ、ひいては安全保障分野における我が国の技術的優位性の喪失につながるおそれがある。

第2章第1節第3項で示した装備品等の取得に関する考え方に基づき、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品等の取得を促進する。また、会計法令に則り、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）の趣旨を踏まえつつ、随意契約の活用も検討する等、契約制度の柔軟な運用を推進するとともに、防衛事業における長期資金の需要に応え、防衛産業の持続的発展を促すため、政府系金融機関等の活用により、金融面から支援を行う。さらに、新たな研究開発手法の導入や研究機関の創設をはじめ、我が国の基盤を強化する各種取組を推進し、将来の戦い方に直結する、我が国を守り抜くために必要な機能・装備を早期に実現するとともに、官民の連携の下で、我が国が持つ科学技術・イノベーション力を結集して、将来にわたって防衛分野における技術的優位性を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現する。その際、防衛に用途が限定される分野においては、従来技術の維持向上にも留意する。